



平成 27 年 6 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 I B J
代表者名 代表取締役社長 石坂 茂
(コード番号：6071)
問合せ先 取締役 桑原 元就
(電話：03-5324-5660)

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 6 月 15 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

記

1. 当社の取締役・従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社および子会社は、法令遵守および企業倫理の浸透を取締役および従業員に徹底するため、「コンプライアンス規程」を制定し、関連する法令の周知および社内規則・マニュアルの整備と従業員教育に努める。
 - (2) 内部監査室は、各部における業務執行の法令・定款との適合性を監査し、当社および子会社の法令遵守および企業倫理の浸透への取組みを横断的に推進する。また、法令上疑義のある行為等について、当社の監査役のほかに従業員が情報提供を行う窓口としても機能することにより、問題を未然に防止するよう努める。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 「文書保存管理規程」の整備により、当社の取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し保存する。
 - (2) 当社の取締役および監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「事故管理規程」を整備し、経営リスク、業務リスク、環境・安全・品質リスクの 3 つの体系に区分することで、当社および子会社共通リスクの認識と管理手法を共有し、マネジメント機能の強化を図る。また、重大な事故（リスク）が発生した場合には、当社の代表取締役を委員長とする「事故対応委員会」を設置し、速やかに対処方針を決定し、甚大な損失を及ぼす影響の極小化と再発防止に努めるとともに、リスク管理体制の実効性を確保する。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社および子会社は、中期経営 3 カ年計画および年度事業計画を策定し、毎月の取締

役会において、月次レビューと改善策の提案により、業績管理を徹底する。

- (2) 経営に重大な影響を及ぼす事項は、当社の取締役会および経営会議等において審議するとともに、各事業部を担当する取締役は、戦略方針に立脚した具体的施策と権限規程に基づく業務遂行体制を決定する。
5. 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制
当社および子会社の事業活動が法令及び定款に適合することを確保し、且つ横断的に業務の適正性と効率性を確保するために定期的な報告ルールの充実を図り、当社および子会社全体の適正な管理を実践する。
 - (1) 子会社の取締役・従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
当社および子会社は、法令遵守および企業倫理の浸透を取締役および従業員に徹底するため、「コンプライアンス規程」を制定し、関連する法令の周知および社内規則・マニュアルの整備と従業員教育に努める。
 - (2) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の取締役を当社の取締役が兼務することで、子会社の業務の遂行状況を適宜掌握し、取締役会への報告体制を確保する。
 - (3) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「事故管理規程」を整備し、経営リスク、業務リスク、環境・安全・品質リスクの3つの体系に区分することで、当社および子会社共通リスクの認識と管理手法を共有し、マネジメント機能の強化を図る。また、重大な事故（リスク）が発生した場合には、当社の代表取締役を委員長とする「事故対応委員会」を設置し、速やかに対処方針を決定し、甚大な損失を及ぼす影響の極小化と再発防止に努めるとともに、リスク管理体制の実効性を確保する。
 - (4) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ. 当社の経営理念に基づき、子会社のマネジメントに関する基本原則として「関係会社管理規程」を定める。
ロ. 当社は、子会社の業績目標達成のために必要な経営管理を行う。
 6. 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
当社の監査役は、財務経理部に対して、随時、必要に応じて監査への協力を求めることができる。
 7. 前号の従業員の当社取締役からの独立性に関する事項および当該従業員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
財務経理部は、当社の監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合、その命令に関して当社の取締役の指揮命令は受けないものとする。
 8. 当社の監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社の取締役および従業員が当社の監査役に報告をするための体制
イ. 当社の取締役は、取締役会等の重要な会議において担当する業務の執行状況と次に定める事項について当社の監査役に対して随時報告する。
 - a. 会社の信用を大きく低下させる恐れのある事項

- b. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - c. 重大な法令・定款違反その他重要な事項
 - ロ. 当社の監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときは、いつでも当社の取締役または従業員に報告を求めることができ、当該取締役または従業員はこれに応じる。
- (2) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- イ. 子会社における重要な事象については「リスク管理規程」に基づき当社への報告を義務付け、報告された内容については当社の監査役に報告する。
 - ロ. 当社の監査役と子会社の監査役は定期的に監査状況について報告および情報交換を行う。
 - ハ. 子会社の従業員等から内部通報で相談、報告された内容を取りまとめ、重要項目については当社の監査役に報告を行う。
9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、内部通報規程において、当該報告をしたことを理由として、当該報告者に対して不利な取扱いを行うことを禁止する。
10. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社の取締役は、当社の監査役による監査に協力し、監査に係る諸費用については、監査の実効性を担保すべく予算を措置する。
11. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社の監査役は、取締役会等の重要な会議には出席して、独立した立場で発言する。また、当社および子会社の各部にも出向いて業務執行を監査する。
 - (2) 当社の監査役は、会計監査人と定期的な業務監査を行うほか緊密な連携を保つこととする。また、当社の代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催する。
12. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 金融商品取引法の定めにより、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備し、会計監査人との連携を図り、財務報告の信頼性と適正性を確保する。
13. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
- 当社および子会社は、「反社会的勢力に対する基本方針」を定めており、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体には、組織全体として毅然とした態度で臨み、不当要求に対しては断固として拒絶する。
- なお、反社会的勢力に対する対応統括部署は財務経理部とし、平素より警察など外部関係機関との連携を緊密に保ち情報収集に努めるとともに、事案の発生時には迅速に対応できる体制を構築する。

以 上